

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第2条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成19年4月19日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

1 入札に付する事項

(1) 工事名称

京都市交通局庁舎内装設備工事 ただし、建築内装工事

(2) 工事場所

京都市右京区太秦下刑部町12番地他地内

(3) 工事概要

本工事は、京都市が現在施工している太秦東部地区市街地再開発施設建築物内の1・3・4・5階の一角に、京都市交通局庁舎機能を設ける建築内装工事である。

ア 1階 床面積 45.06m²

イ 3階 床面積 1,543.12 m²

ウ 4階 床面積 1,501.00 m²

エ 5階 床面積 1,451.05 m²

(4) 工期

契約日の翌日から平成20年2月29日まで

2 入札までの手続

- (1) 3の入札参加資格に関する事項について、4の競争入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認めた者を本件の入札参加有資格者

とする。

- (2) 上記(1)の確認結果は、4(4)に示すとおり通知する。
- (3) 当該有資格者対して設計図書を交付(有償)し、入札を行う。
- (4) 本件入札は原則として京都市電子入札システムにより行うこととし、電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一名義人のもの又は受任者がいる場合には受任者の名義のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する入札(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)により、入札に係る手続きを行う。なお、入札参加希望者が電子入札により難いやむを得ない理由がある場合は、事前に管理者の承諾を受けることにより、紙による入札(以下この方法により入札する者を「紙入札利用者」という。)を認めることとする。

3 入札参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者で、競争入札参加資格確認においてその資格が有ると認められた者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 平成19年度に締結が見込まれる「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)の規定が適用される物品等及び特定役務の調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札並びに特定調達契約以外の一般競争入札に参加する者に必要な資格を得るとともに、次のア及びイいずれにも該当していること。
 - ア 建設業法に基づく「建築工事業」の許可を受けていること。

イ 直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（入札予定日において有効なものに限る。）における「建築一式」の総合評定値が1,200点以上あり、かつ、平成9年度以降の完成済みの工事において、本件と同規模の建築内装工事を単独又は共同企業体の代表者若しくは構成員（いずれも元請）として施工した実績を有していること。

(3) 本公告の日から入札及び開札の日までの期間に、京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下、「要綱」という。）第28条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者。

(4) 当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で1名以上配置し得ること。

(5) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、

会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生
手続存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合

(4) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更正法第67条第1項又
は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現
に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められ
る場合

4 競争入札参加資格確認の手続

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加
資格の審査を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は入札資格が無い
と認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、書類の作成に係る費用は競争入札に参加しようとする者の負担と
し、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないもの
とする。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（入札
予定日において有効なものに限る。）をA4版の大きさに縮小コピー
して提出すること。

ウ 施工実績調書（用紙交付）

3(2)イに示す同種の工事の施工実績を記載し、それを証明し得る

契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(4)に示す監理技術者又は主任技術者等については、次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 入札参加申出日において、他の工事に技術者として配置されていないこと。

(イ) 入札参加申出日から本工事の入札日までの期間に、すべての工事の入札案件において、技術者として配置を予定していない者であること。

(ウ) 落札後において、実際に配置する技術者の変更は認められないこと。

(エ) 常勤の自社社員であること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書の受付期間及び受付場所

ア 受付期間

平成19年5月2日(水)まで。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く。

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

京都市交通局企画総務部財務課管財契約係

ウ インターネットからのダウンロード

京都市交通局ホームページ内の入札・契約情報において、入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4版の帳票として印刷し、使用すること。ホームページのアドレスは下記のとおり。

<http://www.city.kyoto.jp/kotsu/contract/index.htm>

なお、申請書類は上記 4 (2) イにおいても交付しています。

(3) 申出書等の提出方法

ア インターネット利用者は、4 (2) アの期間内に 4 (1) に掲げる書類を 4 (2) イの場所に提出後、同期間内に、京都市電子入札システムの本件に係る入札参加希望申出書（以下「電子入札システムの申出書」という。）に必要事項を入力の上、電子証明書を添えて京都市電子入札システムに送信すること。この場合において、4 (1) に掲げる書類を 4 (2) イの場所に持参し、提出した年月日をワード、エクセル又は PDF ファイルにして添付し、送信すること。

イ 紙入札利用者は、4 (2) アの期間内に 4 (1) に掲げる書類を 4 (2) イの場所に持参し提出すること。併せて、「一般競争入札参加資格確認通知書」返信用封筒として、表に申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金分の切手を貼付した封筒を提出すること。

(4) 競争入札参加資格の確認通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は、設計図書を交付（有償）する。

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信するので、5 の(2)の場所で「申請書審査結果通知書」を提示し、速やかに交付を受けること。

イ 紙入札利用者の場合

「一般競争入札参加資格確認通知書」により通知するので、5 の(2)

の場所で同封の「複写承認申請書」を提示し、速やかに交付を受けること。

ウ 通知予定日

平成19年5月14日(月)

(5) 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

ア 本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨通知を受けた者は、その理由ついて書面による説明を求める場合は、平成19年5月18日(金)午後5時までに、その旨記載した書面を4(2)イの場所まで持参し提出すること。

イ 管理者は、アによる説明を求められたときは、平成19年5月25日(金)までに、説明を求めたものに対し書面により回答する。

5 設計書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

平成19年5月14日(月)から平成19年5月30日(水)まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

午前10時から午後4時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

(2) 交付場所

京都市伏見区竹田久保町2番96-2

ビジネスサービス株式会社

電話 075-645-2212

(3) 交付方法

設計書及び設計図書については、上記(2)の交付場所に、あらかじめ電話で予約したうえで、「申請書審査結果通知書」又は「複写承認申請

書」を提示した後、有償により交付を受けること。

6 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格が有ると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は4(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 競争入札参加資格が有ると認められた者が、落札決定の日時までに、京都市交通局契約規程第2条に規定する入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) (1)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第28条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき
- (4) その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認められたとき。

7 入札説明書等に対する質問及び回答期限

- (1) 入札説明書等に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項を記載した書面を、平成19年5月18日(金)午後5時までに、持参により京都市交通局企画総務部財務課管財契約係に提出しなければならない。
- (2) 管理者は、(1)による質問を受けたときは、平成19年5月25日(金)までに、質問に対する回答書を、京都市交通局企画総務部財務課管財契約係において閲覧に供するものとする。

8 入札方法等

- (1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(4)に示し

た方法により入札すること。また、低入札価格調査を実施するため、入札参加者は、入札時に入札金額と総額が一致する積算内訳書を添付し、電子入札システムに到達させることとする。また、添付する容量が1MBを超える場合は、封筒に入れ、表面に「〇〇〇入札積算内訳書」、裏面に所在地又は住所、社号又は名称、代表者等を記入して、入札予定期間中に4(2)イの場所に封印のうえ持参することとする。ただし、持参する場合はその旨を記載したファイルを添付した入札書の提出(インターネットを通じてシステムに到達させること。)が必要となる。

なお、持参により提出する場合は、積算内訳書に記名及び押印をすること。

(2) インターネット利用者は、電子入札システムの申出書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)アに定める期限までに電子入札システムの申出書を送信しなかった者は、インターネットを利用して入札データを送信することができない。この場合において、その者(4(2)アの期間内に4(1)に掲げる書類を4(2)イの場所に提出し、入札参加資格が有ると認められた者に限る。)は、紙入札利用者となることができる。

(3) 紙入札利用者は、入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)は、封筒に入れ、表面に「〇〇〇入札書」又は「〇〇〇見積書」、裏面に所在地又は住所、社号又は名称、代表者等を記入して、封印のうえ持参し、平成19年5月30日(水)午後5時までに担当職員の指示により提出することとする。

なお入札書等を郵送する場合は、書留郵便とし、平成19年5月30

日(水)午後5時までに4.(2)イの場所に必着させること。

- (4) 落札価格は、入札金額に100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税課税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。
- (5) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることができない。
- (6) 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、低入札価格調査基準額を下回った場合は、落札を保留し、低入札価格調査を行う。なお、調査については、別途指示する。
- (7) 本件入札において、3の入札参加資格が有ると認められた者が二者以上であるときは、その者の商号(法人にあっては名称)、予定価格及び低入札価格調査基準額を入札の前に公表する。
- (8) 一般競争入札に参加する資格を有する者が一者のときは、予定価格の事前公表は行わない。

9 入札期間及び開札日時等

(1) 入札期間

平成19年5月28日(月)、5月29日(火)、5月30日(水)の午前9時から午後5時まで。ただし、紙入札利用者は8(3)のとおりとする。

(2) 開札日時

平成19年5月31日(木)午前11時00分から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札した旨を開札日の午後5時までに、以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が紙入札利用者である場合

電話により通知する。

(3) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 紙入札利用者である場合

平成19年6月1日(金)午前9時から6月5日(火)午後5時までの期間に、来庁時の口頭又は電話による問合せがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、平成19年6月5日(火)午後5時までに、その旨記載した書面を4(2)イの場所まで持参すること。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成19年5月31日(木)午後1時から4(2)イの場所で閲覧に供するものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 必要

11 入札の無効

京都市交通局契約規程第7条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格が有ると認められた者が行った入札、予定価格を上回る価格の入札は無効とする。

12 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 前払金 交付(4割)
- (4) 本公告に関する問い合わせ先 4(2)イの交付場所に同じ。
- (5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

13 問合せ先

〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町48番地

京都市交通局企画総務部財務課管財契約係

電話 075-822-9132

14 Summary

- (1) Subject matter of the contract:

Construction work of the Building for Transportation
Bureau, City of Kyoto

- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant

documents for the qualification:

5:00p.m. 2 May. 2007

(3) Time-limit for the submission of tenders:

11:00a.m. 31 May, 2007

(4) Contact point for the notice:

Finance Section, General Affairs division, Transportation

Bureau, City of Kyoto

48, Mibu-Bojo-cho, Nakagyo-ku, Kyoto 604-8804, Japan

Phone 075-822-9132

(交通局企画総務部財務課)